

京都市告示第 457号

平成 11 年 9 月 30 日京都市告示第 245 号（建築基準法による特定工程の指定等）の一部を次のように改めます。

平成 17 年 12 月 28 日

京都市長 榊 本 頼 兼

平成 11 年 9 月 30 日京都市告示第 245 号（建築基準法による特定工程の指定等）の一部を次のように改める。

第 3 項第 2 号中「1, 000」を「500」に改める。

別表中

「

特殊建築物及び 認証建築物	基礎又は地中はりの 配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコン クリートを打設する工事 の工程
------------------	----------------------	-----------------------------------

を

「

	基礎又は地中はりの 配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコン クリートを打設する工事 の工程
地上階数が 3 以 上の特殊建築物	地上 3 階の床配筋工 事の工程。ただし、 当該配筋工事を現場 で行わない場合にお いては、地上 3 階の	地上 3 階の床のコンクリ ートを打設する工事の工 程。ただし、当該配筋工 事を現場で行わない場合 においては、地上 3 階の

に

	床版の取り付け工事 の工程	床版の取り付け部分を覆 う工事の工程
地上階数が1又 は2の特殊建築 物並びに認証建 築物	基礎又は地中はりの 配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコン クリートを打設する工事 の工程

改める。

附 則

この告示は、平成18年2月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の平成11年9月30日京都市告示第245号の規定は、施行日以後に法第6条第1項の規定による確認の申請書が受理され、又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がなされた計画に係る建築物について適用し、施行日前に法第6条第1項の規定による確認の申請書が受理され、又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がなされた計画に係る建築物については、なお従前の例による。

（都市計画局建築指導部審査課）